

佐賀県子育て応援キャラクター「さがっぴい」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県（以下、「県」という。）が出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての希望が叶う佐賀県づくりの推進及び県をPRするための、佐賀県子育て応援キャラクター「さがっぴい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、県に使用希望日程の借用可否について電話・電子メール等により確認したうえで、借用が可能な場合に着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号）を県に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の受理)

第3条 県は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は子育て支援の正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき、ただし、子育て応援宣言事業所または「子育て応援の店」協賛店が県と利用方法を協議のうえで使用する場合を除く。
- (4) 法令、公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、県が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

(貸出等)

第4条 被許可者は、県に来庁して借り受けることを原則とする。

- 2 被許可者は着ぐるみの貸出前に、こども未来課担当職員より使用に関する説明を受けること。
- 3 被許可者が着ぐるみを返却する時は、県に来庁して点検を受けることを原則とする。
- 4 貸出は無料とする。
- 5 貸出期間は、7日以内を原則とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (5) 着ぐるみの使用前・使用後に備品が揃っているかを確認すること。

(6) 別添の「さがっぴい取扱説明書」の内容を遵守のうえ使用すること。

(7) その他、県が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じて、県はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 被許可者が、着ぐるみを汚損又は紛失した場合は、被許可者の責任と負担により、修補、クリーニング又は作成その他必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規程に関わらず、県が着ぐるみの修補、クリーニング又は作成その他必要な処置を求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

3 着ぐるみの修補、クリーニング又は作成その他必要な処置について、依頼する専門業者を県が指定した場合は、被許可者はこれに従わなければならない。

(県の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、県は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取扱い)

第9条 着ぐるみの管理及びこの規程に関する事務の取扱いは、佐賀県こども未来課とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この規程は、平成29年10月24日から施行する。

この規定は、平成30年7月11日から施行する。

この規定は、令和3年5月10日から施行する。

この規定は、令和7年3月28日から施行する。